

第7章 生活環境の整備

1. 障がい者等にやさしいまちづくりの推進

◇ 現状と課題

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や北海道の「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づき、誰もが外出しやすい環境整備のために、障がい者等の行動を阻害する物理的環境の改善を図ることとされています。

本市においても、「登別市都市計画マスタープラン」に即した施策を展開し、障がい者等にやさしいまちづくりを推進します。

◆ 施策の基本的方向

障がい者等に配慮した公共施設の整備・改善に努めます。

●目標1：公共施設の整備・充実（施設所管部局）

公共施設の整備にあたっては、玄関や出入口のスロープ、点字・誘導ブロックや手すり、自動ドア、エレベーター、トイレ、駐車スペースの確保や段差解消など、障がい者等に配慮したやさしい環境づくりに努めます。

●目標2：福祉のまちづくりの推進（社会福祉G）再掲

市民誰もが互いの人格と個性を尊重して支え合いながら、住み慣れた地域で安全かつ健やかに自立した生活を送れる社会を実現していくことが、私たち市民の願いです。「地域全体の支えあいによる福祉（地域福祉）」を実践していくために、自助（市民一人ひとりの努力）・共助（地域ぐるみでの支えあい）・公助（公的制度の利用）に基づく役割分担を踏まえ、福祉のまちづくりを推進します。

※ 「登別市ぬくもりある福祉基本条例」の理念に基づく行動指針である「地域福祉計画」により「温もり」を合言葉に、市民一人ひとりが地域の課題に主体的に取り組み、支えあいの担い手として参加・参画していく協働のまちづくりによって、心の通い合った温もりある地域社会の実現を目指します。

◇ 施策の確保のための方策

(1) 公共施設の整備・充実

・新規施設の整備

新規に整備する施設については、バリアフリー法や北海道福祉のまちづくり条例、登別市ぬくもりある福祉基本条例に即した整備を行うとともに、障がい者等の意見等を聴きながら、障がい者等にやさしい施設整備に努めます。

・既存施設の改修

既存施設の改修にあたっては、改修時期に合わせ、障がい者等の意見を聴きながらバリアフリー改修に努めます。

(2) 福祉のまちづくりの推進

登別市ぬくもりある福祉基本条例に基づき、障がい者や高齢者等すべての市民に配慮した「福祉のまちづくり」を推進します。

2. 住宅・生活環境の整備

◇ 現状と課題

障がい者等が、住み慣れた地域社会で安心した生活を送るためには、生活基盤である住宅が利用しやすい構造となっていることが重要です。

近年、障がい者等や高齢者人口の増加に対応し、住宅メーカー等においてバリアフリー住宅の研究・開発が進み、住宅の構造はかなり改善されています。

本市においても、市営住宅は計画的に建て替えや改修を行い、障がい者等などに配慮した住環境の整備に努めています。また、個人住宅については住宅リフォームや住宅改造資金の貸付制度等に係る相談を行っており、障がい者等や高齢者にとって住みよい住宅の確保への支援を行っています。

今後とも、障がい者等や高齢者の自立生活の維持向上や介護負担の軽減に配慮した市営住宅の整備を行うよう努めるとともに、住宅リフォーム等に対して適切な相談や支援が行えるよう、施策の充実が求められます。

また、冬期間における除雪対策の充実も求められます。

◆ 施策の基本的方向

障がい者等の自立生活に配慮した住宅、住環境の整備に努めます。

●目標 1：障がい者等に配慮した市営住宅の整備等（建築住宅G）

市営住宅の建設や改修等に当たっては、障がい者等に配慮した整備に努めます。

●目標 2：住宅改良促進特別融資制度の周知（商工労政G）

市内の建設業者等を利用して、床の段差解消や出入口・廊下の幅員の確保、手すりの設置、浴室や洗面所等の改修など、住宅のバリアフリー改良を行う方を対象とした融資制度の周知に努めます。

●目標 3：居宅生活動作補助用具の支給（障害福祉G）

移動等が困難な身体障がい者等を対象に、移動等を円滑にするための用具の支給を行います。

●目標 4：障がい者世帯等に対する除排雪活動の推進（社会福祉G）

除排雪を自力または家族等で行うことが困難な障がい者世帯等に対し、民間の有償サービス事業者などの周知を行います。

3. 道路・公園施設の整備

◇ 現状と課題

道路や公園の物理的障壁を取り除くことは、障がい者等が自由で安全に活動できるようになり、社会参加を果たすうえで重要なことです。

市では、道路や公園等を障がい者等が利用しやすいよう改善に努めるとともに、今後も、引き続き障がい者等に配慮した施設整備を進めていく必要があります。

◆ 施策の基本的方向

道路・公園等の整備について、障がい者等の利用に配慮した施設整備に努めます。

●目標1：点字・誘導ブロックの設置（土木・公園G）

道路整備にあたっては、点字・誘導ブロックの必要な箇所への設置に努めます。

●目標2：道路の段差等の解消（土木・公園G）

道路整備にあたっては、引き続き段差解消に努めます。

●目標3：公園施設の整備（土木・公園G）

公園の整備にあたっては、トイレのバリアフリー化等、障がい者等が利用しやすい施設整備に努めます。

4. 移動・交通安全対策の充実

◇ 現状と課題

障がい者等があらゆる分野の活動へ積極的に参加していくためには、建物や道路等の障害物の除去や移動手段の確保、コミュニケーションを図る支援が必要です。

このことから、障がい者等が容易に、また、積極的に外出できるよう交通機関の整備促進や安全な移動を確保する必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がい者等が安全かつ身体的な負担の少ない方法で自由に行動できるよう、移動性に配慮した環境整備に努めるとともに、各種交通機関への要望については関係機関と連携して働きかけを行います。

●目標 1：移動支援事業の充実（障害福祉G）

障がい者等があらゆる分野の活動へ、積極的に参加していくための移動支援体制の充実に努めます。

また、精神障がい者の公共交通機関等における割引制度の適用について、国等に対し引き続き要望します。

●目標 2：盲導犬取得の補助（障害福祉G）

盲導犬取得に関する事業の周知と、盲導犬を取得するための費用について助成を行います。

●目標 3：低床式バス導入の促進（障害福祉G）

障がい者等が乗りやすい低床式バスの導入を民間バス会社に要請します。

●目標 4：福祉タクシー利用助成（障害福祉G）

一定の条件を満たす重度障がい者のタクシー利用に対し、タクシーチケットを交付し、費用の一部を助成します。

●目標 5：歩道の除雪体制の強化（土木・公園 G）

歩道除雪については、歩行者が歩きやすい路面状況の確保に努めるほか、坂道等については、凍結防止剤の散布や特殊舗装化に努めます。

●目標 6：交通安全施設の整備（市民サービス G）

引き続き、音響式信号機、弱者感応式信号機の増設などを関係機関に要望します。

●目標 7：道路不法占拠物の除去（土木・公園 G）

関係機関と連携し、歩道上における自転車、看板等の不法占拠物の除去に努めます。



5. 防災・安全対策の充実

◇ 現状と課題

「自らの身の安全は自ら守る」ことが防災の基本です。市は、市民や関係機関などと連携・協働し、支援が必要な人に対する総合的な防災体制の構築を進めますが、災害時には、地域住民や町内会等が中心となって対応に当たることも必要となります。

防災以外でも、一人暮らしや重度の障がいなどで行動に制限がある方は、日頃から町内会等地域との関わりなどを持つことで、地域で孤立することなく安心して生活することが期待できます。

市は、地域防災計画の見直しを適宜行うとともに、防災訓練や災害ごと（火山、土砂、洪水、津波）の防災マップの有効活用を図りながら、万が一の災害に備えた心構えなどの普及啓発に努める必要があります。また、障がい者等の日常生活の安全を確保するため、地域での見守り等の充実を図る必要があります。

◆ 施策の基本的方向

災害に備えた防災体制の確立を図るとともに、防災知識の普及など市民意識の高揚に努め、防災対策の強化に努めます。

●目標1：避難路・避難所等の整備（総務G）

すべての市民に避難路や避難所、避難場所、津波避難ビルの周知を図るとともに、障がい者等の安全確保に努めます。また、一般の避難所で過ごすことが困難な障がい者等の福祉避難所開設のあり方についても検討を進めます。

●目標2：災害時の救援体制の充実（総務G、社会福祉G）

障がい者や高齢者等の要配慮者のうち、災害時に特に避難支援が必要な方（避難行動要支援者）が日頃から安心して生活できるよう、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、町内会や自主防災組織等と連携した支援体制を推進します。